

平成29年小樽市議会第1回定例会

市長提案説明

平成29年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、平成28年第4回定例会が自然閉会となったことに対する私の胸懐、そして、新年度に向けた市政執行についての所信の一端と主な施策の概要を申し上げ、議員及び市民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思います。

まずもって、第1回定例会の開会に向け、議長、副議長をはじめ各議員の皆様には、特段の御理解をいただき、感謝申し上げます。

第4回定例会が自然閉会となってしまいましたこと、さらには、このことに伴い、上程された議案が廃案となり、市民生活への影響を最小限に留めるためとはいえ、議会の審議と議決を経ずに議案11件を専決処分せざるを得なかったことにつきましては、市民の皆様に変な御心配をお掛けし、市政を預かる身として、心を痛めております。また、専決処分に御理解を賜りました議員の皆様に対しましては、改めてお礼を申し上げる次第であります。

第4回定例会を振り返りますと、自民党中村吉宏議員の代表質問における再質問への私の答弁につきましては、議員の皆様が受け止められているような意図で発言したものではありませんが、結果として皆様にご迷惑を与えてしまったものと認識し、今後、発言に関しては、より慎重にしていきたいと思います。

私といたしましても、本会議の再開に向けて努力したつもりではおりますが、再開には至らず、大変御迷惑をお掛けいたしました。

このたびのことは真摯に受け止め、今後の議会対応はもちろん、市政運営におきましても、気を引き締め取り組んでまいりたいと考えておりますので、何卒、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、新年度に向けた市政執行についての所信の一端と主な施策の概要

を申し上げます。

私が多くの市民の皆様の負託を受け、市長に就任させていただいてから、今年で早くも任期の折り返しとなる3年目となります。

就任以来、このまちで生活している人を大切にする政策を第一に考え、市民の皆様にお約束した政策を少しでも早く実現したい気持ちで、厳しい財政状況の中、職員とともに知恵を絞り、その具体化に向けて全力で取り組んでまいりました。

任期の後半に向けて、「住みよいまち、人にやさしいまち小樽」を実現するため、公約に掲げた取組を一つひとつ実現していくとともに、総合戦略等で掲げた政策を実行していくことで、人口減に歯止めをかけて、このまちの活気を高めていく決意を新たにしているところであります。

さて、先に公表された平成27年の国勢調査結果によると、全国の人口は調査開始以来初めての減少を記録し、本市の人口は前回調査と比べて約1万人、7.58%の減少となり、非常に厳しい結果であると受け止めております。

人口減少は、税収の減少や、経済規模の縮小などをもたらし、地域に大きな影響を及ぼしますが、人口推計においては、今後も長期にわたりこの傾向が続くとみられております。

しかしながら、小樽の持続的な発展のため、この現状にしっかりと向き合いながら、市の総力を挙げて人口減少に歯止めをかけていく対策を行っていく必要があります。

また、多くの老朽化した公共施設等を、どのようにして将来負担を軽減しつつ、安全性を確保し、利用者にとって使いやすい形にしていくのか、ということも重要な課題として挙げられます。

この課題に対処していくため、昨年12月に「小樽市公共施設等総合管理計画」を策定し、人口減少・少子高齢化などの社会情勢に応じて、施設の集約化や複合化などによる総量削減や、長寿命化による更新費用の削減を図っていくことなどの基本的な方針を示しました。

今後、公共施設等の管理については、原則としてこの計画に基づき進めてまいりますが、まずは個別施設の具体的なあり方について検討してまいりたいと考え

ております。

本市の昨年の経済情勢につきましては、外国人観光客は好調だったものの、台風被害の影響や原材料価格の上昇などもあり、全体的には厳しい状況であったと認識しております。

一方、国や金融機関などによる国内・道内の昨年の経済概況は、観光や雇用情勢の改善などから、緩やかな回復基調にあるとされており、本年も持ち直し基調が続くと見られております。

これを本市のにぎわいにつなげられるよう、しっかりと経済対策に取り組んでまいりたいと考えております。

市内の話題に目を向けますと、昨年、旧国鉄手宮線散策路が全て完成したことで、市中心部から北運河エリアへの新たな人の流れができることが期待されます。ここに、市民の皆様と協力しながら、市の花であるツツジやサクラを植え育てるなど、地域の方々にとって憩いの場となるよう、新たな癒しの空間を創出してまいりたいと考えております。

そして、北海道新幹線の札幌延伸を見据えた「北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画」が、まもなく策定されます。今後は、「小樽の新たな玄関口の形成」を整備コンセプトに、小樽市内各地からのアクセス強化や広域連携での取組の推進など、新幹線整備効果を生かすまちづくりに、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

このように、時代の変化を捉えて、小樽の個性や資源を磨き上げ、活用していくことで、ここに暮らす人にも、訪れる人にも魅力的なまちであり続けることができ、人口減少時代にあってもまちの活力を高めていくことができるものと確信しております。

それでは、平成29年度の予算編成についてですが、収入状況は、市税の伸びが期待できないことに加え、地方譲与税や交付金、さらには、実質的な地方交付税の減少が見込まれ、引き続き、大変厳しい状況にあります。

そのような中でも、「住みよいまち、人にやさしいまち小樽」の実現のため、「子育て支援」や「子どもの育成」、「安定した雇用」の創出のほか、安心・安

全・快適に暮らせるまちづくりを重視するとともに、これまであまり手をかけられなかったものに対する配慮も意識した上で、職員と議論を重ねながら、必要な事業を、できる限り盛り込んだところではありますが、結果として、約8億8千万円の財源不足が生じたため、過疎債ソフト分の充当や財政調整基金の取り崩しにより、収支均衡予算を編成したところでもあります。

今後においては、財源対策に頼らない真の収支均衡予算を編成できるよう、事業の効率化による経費の抑制や収入確保に、引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

続いて、平成29年度における重点施策について、私の公約とも合致し、人口減少に歯止めをかける視点で、小樽の持続的な発展を図るための施策をとりまとめた「小樽市総合戦略」の4つのプロジェクトに沿って、関連する取組や今後の方向性と合わせて申し上げます。

一つ目は、交通・住環境・雇用・レジャーなどバランスの良い暮らしを実現することで定住を促す「あずましい暮らしプロジェクト」であります。

市民の皆様に「このまちに住んでいて良かった」と思ってもらえるよう、市民目線に立ったきめ細やかな行政サービスを心がけてまいります。

そのための主な取組としましては、まず、市民の皆様が最も期待を寄せておられる「除排雪」について、これまでも除雪の拠点増設や出動基準の見直しなどの改善を図ってまいりましたが、今期は生活道路の一部での除雪作業の試行や除雪作業におけるロータリ除雪車の活用などに加え、「置き雪」や「不平等・地域差」の解消を意識して進めており、来期もその方向で取り組みを強化していく予定であります。

なお、除排雪予算については、今期の取組を検証した上で、来期の取組内容を考えていく必要があることから、当初予算においては、必要最小限の部分のみ計上したものであります。

次に、住環境につきましては、市営若竹住宅3号棟の建替を行うほか、老朽化した市営住宅の長寿命化を図ってまいります。

また、利便性の高いまちなかにおいて、既存の民間共同住宅を市が借上げ、子

育て世帯向けに市営住宅として供給する「既存借上げ公営住宅事業」を開始し、子育て世帯の住環境の充実を図っていくとともに、公約に掲げた「中心部への市営住宅建設」に向けた検討も行ってまいります。

安全・安心で利便性の高い環境づくりとしましては、既存の街路防犯灯をLED灯に改良する場合への助成を引き続き行うほか、公共交通事業者などとも連携し、まもなく策定される「南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想」に基づいて、南小樽駅などのバリアフリー化に取り組んでいくとともに、今後の地域公共交通のあり方の検討を進めてまいります。

そして、移住・定住の促進を図る取り組みとしましては、新規商業起業者への助成や、起業希望者向けの空き店舗視察ツアーなどを引き続き実施します。

また、歴史的建造物「旧寿原邸」を改修し、移住者や観光客の交流拠点として活用するとともに、空き家の活用促進のため、空き家の所有者・利用者向けの相談会や、空き家活用講座を開催する「建築ストック・リノベーションまちづくり事業」を、平成28年度補正予算として計上し、実施いたします。

そのほかの「あずましい暮らし」に資する新たな取組としましては、かねてより要望の高い市民プールについて、公共施設等総合管理計画の基本方針に沿って、複合施設とすることを視野に入れ、他都市の事例調査など、建設に向けた検討を進めてまいります。

また、多くの市民や観光客の皆様にご利用される市の施設において、快適で、来て良かったと感じていただけるよう、和式トイレの洋式化などの改修を計画的に行ってまいります。

二つ目は、小樽で生まれ・暮らし・教育を受けることで地元定着を実現する「樽っ子プライド育成プロジェクト」です。

子育て世代の育児の不安や負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを行っていくとともに、子供たちが、生まれ育ったこのまちに自信と誇りを持ち、未来の小樽を支える人材となるよう、教育環境をしっかりと整えてまいります。

そのための主な取組としましては、まず、子育て世代の負担軽減策として、こどもの医療費助成を、昨年8月から、小学生の入院外医療費を助成対象とするよ

う拡大しましたが、目標である小学生の医療費無料化や、将来的には中学生の医療費負担軽減も目指して、更なる制度の充実に向けた調査・研究を進めてまいります。

また、子育ての相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業を引き続き実施するほか、民間保育施設等に勤務する保育士を対象とした、保育の質の向上を図る研修会を新たに開催いたします。

なお、老朽化対策が急務となっている手宮保育所について、建て替えを視野に入れた調査・研究を進めるとともに、公約に掲げた第3子以降の保育料の無料化に向けて、国や道の制度改正の動向等を踏まえた検討を進めてまいります。

次に、教育の向上としましては、図書館が中心となり、家庭・地域・学校における子供の読書活動を推進する事業を新たに行うほか、学校図書館活動の活性化と児童生徒の読書習慣の定着を図るため学校図書館司書を増員します。

また、早くから国際感覚を育むため、主に市内各中学校に派遣する外国人指導助手の増員や、小学校5・6年生と中学生を対象に、宿泊などを通じて生きた英語を学ぶ「小樽イングリッシュキャンプ」の指導者を増員するなど、英語教育を充実させてまいります。

心身の健やかな成長を図るため、スポーツへの意欲を高める取組としましては、市内小学校でプロスポーツ選手による出前授業を開催するほか、総合体育館への移動式バスケットゴール台整備や、手宮公園競技場への小学生用ハードルの整備により、競技環境の充実を図るとともに、大会の誘致に向けて取り組んでまいります。

そして、子供たちが社会で活躍することを意識した取組としましては、新たに中学校1校を「キャリア教育実践指定校」として指定し、職場体験などを実施することにより、生徒が働くことや学ぶことの意義を考えるとともに、「ふるさと小樽」の良さに気付き、小樽の将来を担う人材となることを目指す「キャリア教育」を推進いたします。

また、高校生が地元定着のため、就職活動の実践力向上を図る「高校生就職スキルアップ支援事業」は、学校訪問によるキャリアカウンセリングを充実いたし

ます。

なお、子供の育成については、新たに学校運営に保護者や地域住民が参画する「コミュニティスクール」の導入に向けた取組を始めるほか、福祉施策や地域とも連携しながら幅広い視点で推進していきたいと考えています。

三つ目は、観光を軸とした地場産業の振興により、にぎわいを取り戻し、雇用創出を実現する「にぎわい再生プロジェクト」です。

昨年オープンしました「小樽芸術村」は、またひとつ小樽に新たな魅力をもたらし、この中の「旧三井銀行小樽支店」は、先日、小樽市の文化財に指定したところですが、今後は国の重要文化財指定を目指して動き出していると伺っております。

こうした動きとも協調しながら、小樽の資源・個性・特色をより深く活用し、歴史と文化、そして芸術が薫るまちとして、魅力を増していくことで、より多くの人を惹きつける。それが農水産業や、市場、商店街など地域に潤いをもたらすとともに、それらの高まりが新たな小樽の魅力となり、移住や定住にも結びついていく。そのような好循環を生み出す政策展開を図っていきたいと考えております。

そのための主な取組としましては、まず、観光振興においては、「第二次小樽市観光基本計画」に基づき、「ホンモノの小樽とふれあう～観光客と市民がふれあい、新しい発見があり、また来たいと思える街」を目指し、小樽の魅力を高め、多くの観光客に何度も訪れていただけるような環境づくりに取り組んでまいります。

具体的には、平成29年度は、マレーシア旅行博出展をはじめとする海外プロモーション活動や、国内外旅行会社等の担当者招請及び訪問事業、道内各地における観光キャンペーンなどを実施するほか、受入体制の充実のため、観光関連団体や商店街振興組合等が行う公衆無線LAN通信環境の整備に対する補助などを行います。

次に、農水産業の支援としましては、安心・安全な小樽産農産物を市民の皆様にもっと知っていただくため、直売所で開催されるイベントにおいて、旬の野菜

や果実、加工品等の消費拡大を図るためのPRを新たに実施します。

また、小樽の地魚や水産加工品を広くPRすることによる知名度アップと消費拡大のほか、水産加工品の新商品開発やブランド化を図る取組を実施します。

本市経済を支える地場企業への支援としましては、市内食料品製造業者の販路拡大を支援するため、首都圏で開催される大規模展示商談会への出展や、商品開発の支援を引き続き行うほか、海外販路拡大の取組として、商談会・展示会等への出展経費の補助や、札幌市等と連携した海外展開のサポートに加え、新たにベトナムの市場開拓に向け、現地でのテストマーケティングなどを実施します。

また、創業の促進により経済活性化を図るため、新規創業にかかる家賃や内外装工事費などへの補助を引き続き実施します。

直接的な市民雇用が見込まれる企業誘致の取組としましては、市内中心部に若者や女性の働く場を確保し、人口流出に歯止めをかけていくため、これまでの銭函地域を中心とした工場等の誘致制度に加え、新たにIT関連企業等の市外からの進出を対象に、施設改修費用やランニングコストの一部を補助する制度を創設します。

また、東京事務所に企業誘致推進員を配置し、首都圏に立地する企業の情報収集やPR活動、企業訪問等を実施します。

そして、港湾振興の取り組みとしましては、小樽港の物流促進のため、ウラジオストク・ナホトカの企業訪問や市場調査を行い、ロシアとの貿易拡大の環境づくりに取り組むほか、関東・関西エリアにおけるポートセールスを実施します。

なお、ナホトカにつきましては、昨年、姉妹都市提携50周年を迎えたことから、これまでのスポーツや文化交流に加えて、今後は経済交流にも期待しているところであり、昨年、ナホトカ使節団にお越しいただいた答礼を兼ねて、訪問するものであります。

そのほかの「にぎわい再生」に資する取組としましては、「ふるさと納税」制度について、まちづくり施策への賛同者を増やすとともに、地元特産品等の更なるPRを図ることを目的に、寄附のし易さを考慮し、お礼の品贈呈の寄附額区分を変更するとともに、お礼の品を「お墨付きの小樽ブランド商品」に限定するこ

となく、地元の農水産物を含めた食に関する製品や工芸品のほか、市内で利用できるサービスなども対象にすることとして、お礼の品の拡充を図ってまいりたいと考えております。

歴史・文化を活用したまちづくりとしましては、本市の文化財及び周辺環境を保存・活用する基本方針となる「小樽市歴史文化基本構想」の策定を進めるとともに、日本遺産認定を目指し、シンポジウムの開催や先進地視察などを行い、本市単独の取組だけでなく、広域連携による関連地域全体の活性化も含めた視点で積極的に取り組んでまいります。

また、小樽運河北部地域のランドマークであり、本市を代表する近代洋風石造建築である「重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店」を、市民や観光客の皆様にも末永く愛される文化遺産として保存・活用を図るため、4か年の予定で修理工事を行います。

四つ目は、「あんしん絆再生プロジェクト」です。

高齢者や子育て世代が安心して暮らすため、地域住民の助け合いや見守りなど共助の仕組みづくりを行うとともに、防災体制の充実を図り、市民が健康で生き生きと活動できる取組を進めます。

特に、昨年4月に発生した熊本地震や8月に道内各地を襲った大型の台風は、大きな被害をもたらし、災害に対する備えの大切さを再認識したところでありますので、先を見据えたしっかりとした防災対策を行い、市民の皆様が安心して暮らせる環境を整えてまいりたいと思います。

そのための主な取組としましては、平成29年度は、公約に基づき、災害時に沿岸部にお住まいの方などに対して迅速に避難情報を伝達するため、同報系の防災行政無線の整備に必要な調査及び基本設計を実施します。

また、新たな浸水想定に対応した津波ハザードマップの作成を進めるほか、地域防災力向上のため、各町内会で実施する津波避難訓練などに対しての支援を引き続き行ってまいります。

そして、市民の皆様健康づくりの施策としましては、健康診査について、各種がん検診を継続するほか、胃がん検診について胃内視鏡検査導入を検討してま

いります。

次に、そのほかの主な施策の概要について、説明申し上げます。

まず、「生涯学習」の分野についてであります。

学校教育につきましては、通級指導教室において発達障害等の児童生徒の受入れもできるよう、教材等を整備いたします。

また、山手地区統合小学校の平成30年度開校に向け、校舎建設やグラウンド整備を行うほか、学習環境の改善のため、トイレ改修や机・椅子の更新を計画的に行います。

市民の皆様の文化芸術活動の環境整備につきましては、市民センターホールの舞台音響設備を更新いたします。

次に、「市民福祉」の分野についてであります。

子育て支援としましては、保護者の疾病などにより、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童養護施設等で短期間の預かりを行う、子育て短期支援事業を新たに実施いたします。

また、平成27年度から31年度を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」を国の指針に基づき中間見直しを実施します。

高齢者への支援としましては、介護保険の地域支援事業として、認知症カフェを運営する団体に対する補助を新たに実施するほか、後期高齢者医療制度の保健事業として、口腔機能を高めることにより、誤嚥性肺炎等の疾病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、小樽市歯科医師会の理解と協力を得て後期高齢者の無料歯科健診を新たにを行います。

また、3年ごとに見直しを行う「小樽市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」について、平成30年度から32年度を計画期間とする第7期計画を策定いたします。

そして、障がい者への支援としましては、老朽化した車いす用のリフト付き自動車を更新し、車椅子を使用している方の送迎サービスの円滑な運営を図ってまいります。

次に、「生活基盤」の分野についてであります。

市民生活に欠くことのできない上下水道施設のほか、道路、橋りょう、ロードヒーティングなど、社会資本の計画的な更新や適正な維持管理などにより、市民生活の利便性向上に、引き続き努めてまいります。

新たな取組としましては、中心市街地の利便性向上や交通環境改善に向けた検討のため、駐車場の実態調査や交通量調査を実施いたします。また、今後はこれらの調査も活用しながら、先程述べました「中心部への市営住宅建設」も含めた、小樽駅周辺地区のあり方を検討してまいります。

また、市民の安全を守る消防体制の充実のため、放水塔付多機能消防ポンプ自動車及び指揮車を更新整備するほか、消防団の活動服等を更新いたします。

次に、「産業振興」の分野についてであります。

まず、市民の日常生活を支えるとともに、小樽の魅力の一つでもある商店街や市場のにぎわいづくりのため、イベント開催などを支援する「にぎわう商店街づくり支援事業」及び「商店街活性化支援事業」、商店街の空き店舗解消を目的とした「空き店舗対策支援事業」を継続して実施します。

そして、港湾につきましては、主な施設整備では、国直轄事業として、老朽化した北防波堤や第3号ふ頭岸壁の改良を引き続き行うとともに、大型客船の寄港に対応するため、第3号ふ頭の泊地しゅんせつを行います。

また、物流機能を高めていくため、中央ふ頭の岸壁背後地に新たに建設する市営上屋や、国際コンテナふ頭施設などの保安のための監視装置の実施設計を行うほか、小樽港を取り巻く諸情勢の変化に対応した港の開発、利用及び保全の方針を定めるため、小樽港の将来のあるべき姿をしっかりと描いた上で、港湾計画の改訂に取り組んでまいります。

次に、「環境保全」の分野についてであります。

子供からお年寄りまで幅広い年齢層の市民の活動の場、憩いの場である公園の整備は、これからの地域づくりに重要な役割を果たすと考えておりますので、今後、公園が市民の皆様により愛されるよう、活用や整備の仕方などの工夫をしてまいりたいと思います。

平成29年度は、国の交付金を活用し小樽公園の再整備や都市公園の整備を行

うほか、市の単独事業として4箇所の公園で老朽化した遊具の更新を行います。

所信の最後となりますが、私は公約の第一に「皆様の信頼を取り戻すために、市政の現状をオープンにし、市民目線に取り組める市政を築き上げていく」と掲げ、昨年、市民公募委員制度「小樽まちづくりエントリー制度」を導入するとともに、私が地域へ直接出向き、市民の皆様が日頃から感じられていることとお聞きする「おたるWAKI・あい・あいトーク」をスタートしましたが、市の取り組みは、まだまだ市民の皆様からは見えていないように思えます。

今後は、職員ももっと地域に出向いて、市民の皆様の生の声を聞き、市政に反映していく環境づくりに、一層取り組んでまいりたいと考えております。

このため、平成29年度は、新たな総合計画の策定にあたり、100人規模の市民会議を開催し、これからのまちづくりについて直接ご意見をいただくなど、市民の皆様とともに計画づくりを進めるとともに、総合戦略の取組を効果的に推進するため、定性指標を把握するための市民アンケートを実施いたします。

それと併せて、多様化・高度化する市民ニーズや社会情勢に対応するための組織を作っていくため、組織改革を平成29年度に一部実施し、平成30年度の本格実施に向け取り組んでまいります。

また、職員がやりがいを持って職務を果たし、市民の期待に応えていけるよう、新たな人材育成基本方針の作成に取り組むとともに、外部との人事交流を活発に行っていくなど、人材育成に力を入れてまいります。

更に、大学が有する知見をまちづくりに活かしていけるよう、大学との連携も強化してまいりたいと考えております。このため、小樽商科大学に加えて、昨年、北海道科学大学グループと連携協定を締結したところではありますが、現在、北海道職業能力開発大学校ともその調整を進めております。

このような取り組みを行っていくことで、市民の皆様との協働による、魅力ある住みよいまちづくりを推し進め、それに伴ってまちが潤い、やがて人口減少にも歯止めがかかるよう、これからも邁進してまいりますので、議員の皆様のお力添えとご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、今議会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第14号までの平成29年度各会計予算について説明申し上げます。

最初に、平成29年度一般会計予算の主なものについて、前年度と比較して説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税につきましては、市民税、固定資産税及び都市計画税などで増収が見込まれるものの、たばこ税などで減収が見込まれることから、前年度とほぼ同額の131億8,810万円を見込みました。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画の伸び率などを基本に、本市の特殊事情を勘案した結果、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税では、3.7パーセント、6億7,800万円減の176億2,200万円を見込みました。

地方消費税交付金につきましては、4.0パーセント、9,700万円減の23億5,300万円を見込みました。

また、歳出の主なものについて経費別に申し上げますと、いわゆる義務的経費につきましては、人件費が3.5パーセントの減、扶助費が、臨時福祉給付金の皆減などにより0.7パーセントの減、公債費が4.7パーセントの増となったことから、合計で0.7パーセントの減となり、歳出合計に占める割合は、前年度を1.0ポイント上回る58.1パーセントとなりました。

行政経費につきましては、参議院議員通常選挙費の皆減や、行政情報システム整備事業費の減などにより4.0パーセントの減、建設事業費につきましては、北陵中学校の大規模改造事業や消防署オタモイ支署の建設事業が終了したことなどにより、19.0パーセントの減となりました。

負担金、補助及び交付金につきましては、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金の減などにより4.6パーセントの減、維持補修費につきましては0.6パーセントの減となりました。なお、維持補修費のうち除雪費につきましては、平成28年度と同様に、第2回定例会以降の補正で通年予算とすることとしております。

繰出金につきましては、青果物卸売市場事業、住宅事業、後期高齢者医療事業

及び病院事業分で増となりましたが、港湾整備事業、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、介護保険事業、産業廃棄物処分事業、水道事業、下水道事業及び簡易水道事業分が減となったことから、総額で1.2パーセントの減となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、歳出では、被保険者数の減少などにより、保険給付費が5.5パーセント減の113億6,182万円となるほか、後期高齢者支援金等が1.4パーセント減の14億8,841万円となりました。

歳入では、保険給付費の減に伴う国庫支出金等の減が見込まれるほか、保険料の予算総額は9.7パーセント減の22億3,920万円と見込みました。

住宅事業につきましては、引き続き、若竹住宅3号棟の解体工事を行うとともに建替本体工事に着手するほか、老朽化した市営住宅の外壁等の改修を行います。

介護保険事業につきましては、これまでの利用実績と今後の利用見込みを勘案して算定した結果、保険給付費では、介護保険制度改正による介護予防サービスの地域支援事業への一部移行や、介護療養型施設の転換などにより、6.2パーセント減の134億114万円、地域支援事業費では、介護予防・日常生活支援総合事業の実施などにより158.8パーセント増の7億4,859万円となりました。また、保険料は0.8パーセント増の27億9,359万円と見込みました。

後期高齢者医療事業につきましては、保険料14億1,080万円、低所得者等に対する保険料軽減に係る公費負担金5億1,163万円及び事務費4,090万円を、事業の実施主体である「北海道後期高齢者医療広域連合」へ支出するものであり、前年度に比べ6,806万円の増となっておりますが、これは主に、徴収する保険料について、制度改正及び被保険者数の増加に伴い増となったためであります。

病院事業につきましては、総務省新公立病院改革ガイドラインに基づき策定する「新小樽市立病院改革プラン」により、経営改革に総合的に取り組むこととしております。改革プランでは、救急医療を担い急性期機能を推進すること、不採

算・特殊医療や高度・先進医療を提供することなどを役割としており、これらを継続して担うため体制整備、経営の効率化、持続可能な経営を目指すこととしております。平成29年度は、計画初年度であり、病院事業管理者の下、職員一丸となって改革プランを着実に実行することとしております。

水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、配水管や送水管の更新や耐震化を進めるとともに、浄水場などの施設の更新工事を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成29年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後とも給水収益に見合った効率的な事業運営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、処理場やポンプ場の機械・電気設備などの老朽化した施設の更新を進めるとともに、汚水管や雨水管の整備を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成29年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりましても、効率的で健全な経営に努めてまいります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、高速道路関連工事に伴う土砂やがれき類の搬入量が大幅に減ることから、収益的収入は減少が見込まれますが、収益的支出においては、営業収益の減少に伴う消費税等の減などが見込まれることから、平成29年度の収益的収支としては黒字が見込まれます。

簡易水道事業につきましては、条例案で提出しておりますとおり、平成29年度から地方公営企業法の一部を適用することとし、企業会計方式での予算案を提出しております。旧特別会計に引き続き長期的かつ安定的な水の供給を図るため、配水ポンプ所の施設の更新工事を実施してまいります。損益収支につきましては、413万6千円の純損失を生じる見込みですが、資金収支では平成29年度末において過不足は生じない見込みであり、今後とも給水収益に見合った効率的な事業運営に努めてまいります。

以上の結果、平成29年度の財政規模は、一般会計では552億7,143万3,000円、特別会計合計では362億9,087万4,000円、企業会計合計では246億6,771万8,000円、全会計合計では1,162億3,

002万5,000円となり、前年度予算と比較いたしますと、一般会計では2.4パーセントの減となり、特別会計は2.1パーセントの減、企業会計は4.2パーセントの増となり、全会計では1.0パーセントの減となりました。

次に、議案第15号から議案第21号までの平成28年度各会計補正予算について説明申し上げます。

議案第15号の一般会計の主なものといたしましては、歳出では、国の平成28年度補正予算に関連して、地方創生拠点整備交付金を活用した「建築ストック・リノベーションまちづくり事業費」を繰越明許費として計上するとともに、既存予算であります「臨時福祉給付金給付事業費」や「鉄道駅バリアフリー化設備等整備事業費補助金」などにつきましても、平成29年度に繰り越した上で事業を実施する必要から、繰越明許費を計上いたしました。

また、決算見込みの精査により、「教育・保育給付費負担金」や職員給与費などを減額したほか、国民健康保険事業及び介護保険事業への繰出金についても所要の補正を計上いたしました。

歳入では、土地売払収入や退職手当債を計上したほか、財政調整基金繰入金を減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに3億9,269万円の減となり、財政規模は、597億8,451万円となりました。

次に、議案第16号から議案第21号までの特別会計及び企業会計補正予算の主なものについて説明申し上げます。

港湾整備事業につきましては、上屋整備事業に係る実施設計等を翌年度へ先送りしたことによる減額、国民健康保険事業及び介護保険事業につきましては、決算見込みの精査により保険給付費を減額、住宅事業につきましては、繰越明許費として最上A住宅改修工事費を計上するなど、所要の補正を計上いたしました。

また、病院事業につきましては、給与費及び経費の減額並びに材料費の増額など、水道事業につきましては、工期の変更に伴う勝納水管橋更新事業費の減額及

び債務負担行為の増額などについて、所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第 22 号から議案第 56 号までについて説明申し上げます。

議案第 22 号 個人情報保護条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴うもののほか、所要の改正を行うものであります。

議案第 23 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 24 号 総合的な計画の策定等に関する条例案につきましては、総合計画の策定手続等について定めるものであります。

議案第 25 号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護時間を新設し、これに伴う給与の減額について規定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 26 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴うもののほか、所要の改正を行うものであります。

議案第 27 号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事評価の結果を職員の昇給及び勤勉手当の支給に反映させる時期の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 28 号 特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案につきましては、特別職の期末手当支給割合について、職員の勤勉手当支給割合の引上げに準じた改定を行うとともに、この改定にかかわらず、引き続きその支給割合を据え置くこととするものであります。

議案第29号 職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、病院事業管理者の期末手当の支給割合を改定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第30号 職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員退職手当法の一部改正に準じ、所要の改正を行うものであります。

議案第31号 山林基金条例の一部を改正する条例案につきましては、塩谷4丁目所在の山林の一部の売却に伴い、その地積を変更するものであります。

議案第32号 市税条例等の一部を改正する条例案につきましては、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、個人の市民税の分離課税に関する規定を追加するとともに、地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第33号 手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行及び建築基準法の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の事務に係る手数料を定めるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第34号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、小規模保育事業所A型等における保育士配置について特例的運用を可能とし、その適用条件等を独自基準として設けるものであります。

議案第35号 勤労女性センター条例の一部を改正する条例案につきましては、勤労女性センターの夜間の区分の使用料を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第36号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、地域密着型通所介護に関する基準を定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 37 号 おたる自然の村条例の一部を改正する条例案につきましては、使用料として野営場の入場料を新設するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 38 号 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法の一部改正に準じ、地区整備計画の区域内における建築制限の見直しを行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 39 号 都市公園条例の一部を改正する条例案につきましては、自動販売機を公園施設として設置する場合の使用料を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 40 号 市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、個人又は民間事業者が所有する賃貸住宅の全部又は一部を借り上げて市営住宅として設置できるようにするとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 41 号 港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案につきましては、港則法の一部改正に伴うもののほか、所要の改正を行うものであります。

議案第 42 号 簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例案につきましては、簡易水道事業に地方公営企業法の財務規程等を適用することに伴い、重要な資産の取得及び処分その他必要な事項を定めるものであります。

議案第 43 号 簡易水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例案につきましては、簡易水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するものであります。

議案第 44 号 簡易水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例案につきましては、簡易水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、簡易水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第 45 号 水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護時間を新設し、これに伴う

給与の減額について規定するとともに、勤勉手当の支給に係る人事評価について規定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第46号 病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、扶養手当を改定するとともに、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護時間を新設し、これに伴う給与の減額について規定するほか、勤勉手当の支給に係る人事評価について規定するものであります。

議案第47号 火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、重大な消防法令違反のある防火対象物を公表することができるようにするとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第48号 消防手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、甲種防火対象物及び乙種防火対象物の防火管理に関する講習並びに防災管理対象物の防災管理に関する講習に係る手数料を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第49号 コミュニティ消防センター条例を廃止する条例案につきましては、消防署長橋出張所の廃止に伴い、同施設に併設しているコミュニティ消防センターを廃止するものであります。

議案第50号 損害賠償額の決定につきましては、平成28年7月11日に発生した建設部の公用車による自動車事故に係る損害賠償について、その賠償額を決定するものであります。

議案第51号 損害賠償額の決定につきましては、平成28年7月15日に発生した小樽市立病院における入浴中の死亡事故に係る損害賠償について、その賠償額を決定するものであります。

議案第52号 過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、小樽市過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するものであります。

議案第53号 市道路線の認定につきましては、天神1丁目山手線及び天神1丁目山手仲線を認定するものであります。

議案第54号 市道路線の廃止につきましては、堺町小路線を廃止するもの
あります。

議案第55号 二級河川の指定の変更につきましては、勝納川の二級河川とし
ての指定延長を4.85キロメートルから4.48キロメートルに変更するもの
であります。

議案第56号 職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公
務員の給与改定に準じ、職員の扶養手当を改定するものであります。

最後に、専決処分報告についてであります。報告第1号から報告第4号まで
につきましては、平成28年度一般会計補正予算、平成28年度介護保険事業特
別会計補正予算、平成28年度病院事業会計補正予算及び平成28年度水道事業
会計補正予算をそれぞれ措置するため、平成28年12月27日に専決処分した
ものであります。

報告第5号につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農
業委員会委員の選出方法を市長が議会の同意を得て任命する方法に一本化する
とともに、その定数を規定するため、農業委員会委員の定数等に関する条例の一
部を改正する条例を平成28年12月27日に専決処分したものであります。

報告第6号につきましては、(仮称)消防署オタモイ出張所新築工事の請負変
更契約を締結するため、平成28年12月27日に専決処分したものであります。

報告第7号から報告第9号までにつきましては、いずれも公の施設の指定管理
者の指定についてであります。

いなきたコミュニティセンターにつきましては、引き続き株式会社小樽ビル管
理を、駅前広場駐車場及び駅横駐車場につきましては、引き続き小樽駅前ビル株
式会社を、夜間急病センターにつきましては、引き続き一般社団法人小樽市医師
会をそれぞれ指定するため、平成28年12月27日に専決処分したものであり
ます。

報告第10号につきましては、公平委員会委員の選任について、平成28年1
2月27日に専決処分したものであります。

報告第11号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦について、平成28年12月27日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。